

## 船橋市立リハビリテーション病院条例

(趣旨)

第1条 この条例は、脳血管疾患、脊髄損傷等の患者に対し、回復期のリハビリテーションを集中的に行い、後遺障害の軽減及び早期の社会復帰を図るとともに、急性期及び維持期のリハビリテーションを提供する者（以下「リハビリテーション関係者」という。）との緊密な連携による継続的なリハビリテーションの提供を図り、もって患者及びその家族の生活の質の向上を図ることを目的としたリハビリテーション病院の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、「回復期のリハビリテーション」とは、脳血管疾患、脊髄損傷等の発症後3月以内の状態その他の規則で定める状態の患者に対し、次条第1項に定めるリハビリテーション病院に入院した日から180日以内の期間において、日常生活能力の向上を目的として医師、看護師、理学療法士、作業療法士等が共同して作成するリハビリテーションプログラムに基づき行うリハビリテーションをいう。

(設置、名称及び位置)

第3条 市は、リハビリテーション病院を設置する。

2 リハビリテーション病院の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 船橋市立リハビリテーション病院
- (2) 位置 船橋市夏見台4丁目26番1号

(診療科目等)

第4条 船橋市立リハビリテーション病院（以下「リハビリ病院」という。）の診療科目及び病床数は、次のとおりとする。

- (1) 診療科目 リハビリテーション科
- (2) 病床数 一般病床200床

(管理の基本方針)

第5条 リハビリ病院は、回復期のリハビリテーションを行う上で、患者及びその家族の視点に立って最適なサービスを提供するとともに、効率的な管理を行うことを基本として管理されなければならない。

(業務)

第6条 リハビリ病院は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 診療に関すること。
  - (2) リハビリテーション関係者との業務の連携の強化及びリハビリテーション関係者に対する研修、助言その他の支援に関すること。
  - (3) その他市長が特に必要があると認めること。
- (指定管理者による管理)

第7条 リハビリ病院の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第6条各号に掲げる業務に関すること。
  - (2) リハビリ病院の利用の許可に関すること。
  - (3) 第18条の規定により算定した診療費及び個室の利用料の収受に関すること。
  - (4) リハビリ病院の施設及び設備の維持管理に関すること。
  - (5) その他リハビリ病院の運営に関する事務のうち、市長が必要があると認めるもの
- (指定管理者の指定の申請)

第9条 第7条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) リハビリ病院の事業計画書
  - (2) その他規則で定める書類
- (指定管理者の指定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 事業計画書によるリハビリ病院の管理が利用者の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容がリハビリ病院の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) 関係法令等を遵守するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第11条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) リハビリ病院の管理の実施状況及び利用状況
- (2) リハビリ病院の管理に係る収支状況
- (3) その他リハビリ病院の管理の実態を把握するため、市長が必要であると認める事項  
(管理の透明性)

第12条 指定管理者は、その管理の内容を公表すること等を通じて、その管理の状況を明らかにするよう努めなければならない。

(管理の実績の評価等)

第13条 市長は、第5条に規定する管理の基本方針に沿った管理を実現するため、規則で定めるところにより、指定管理者の管理の実績について、評価を行わなければならない。

- 2 市長は、前項の規定によりリハビリ病院が達成すべき管理に関する中期的な目標（以下「中期目標」という。）を定め、並びに中期目標に係る目標達成期間（当該目標を達成しようとする期間をいう。）及び毎事業年度における管理の実績の評価を行うものとする。
- 3 指定管理者は、中期目標に基づく行動計画を定め、市長の承認を受け、並びに毎事業年度の目標及び行動計画を定め、市長に届け出なければならない。

(入院診療)

第14条 リハビリ病院の入院患者の診療に当たっては、医師等の従事者の配置基準その他の事項が規則で定める基準を満たすとともに、特段の事情のない限り毎日リハビリテーションを実施しなければならない。

(外来診療)

第15条 リハビリ病院の外来患者の診療（以下「外来診療」という。）は、リハビリ病院を退院した者で退院の日以後において診療が必要となったもの及びこれに準ずる者で他の病院又は診療所から紹介されたものその他市長が定める者を対象として行うものとする。

- 2 外来診療の受付時間は、午前8時30分から午後4時までとする。

- 3 外来診療の時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 4 前2項に規定する外来診療の受付時間及び時間について、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時にこれらを変更することができる。
- 5 外来診療の休診日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時にこれを変更し、又は休診日を設けることができる。
  - (1) 日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）（利用の許可）

第16条 リハビリ病院を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

（退院命令）

- 第17条 指定管理者は、入院患者が次の各号のいずれかに該当するときは、退院を命ずることができる。
- (1) 診療の必要がないと認めるとき。
  - (2) リハビリ病院内の秩序を乱し、又は指定管理者の指示に従わないとき。
  - (3) 正当な理由がなく次条の規定により算定した診療費及び個室の利用料を滞納したとき。
  - (4) その他指定管理者が入院を不相当と認めるとき。
- （診療費等）

- 第18条 診察料、入院料、処置料、投薬料その他の診療費（以下「診療費」という。）の額は、次の各号に定める基準（以下「診療報酬算定方法」という。）に基づき算定した額とする。ただし、診療報酬算定方法により算定しがたいものは、別表第1に定める額とする。
- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定める健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）
  - (2) 健康保険法第85条第2項の規定により厚生労働大臣が定める入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第237号）

(3) 老人保健法（昭和57年法律第80号）第30条第1項の規定により厚生労働大臣が定める老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第72号）

(4) 老人保健法第31条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第253号）

2 個室の利用料の額は、別表第2に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めた額とする。

3 診断書等の交付に要する手数料の額は、別表第3に定める額とする。

4 前3項の規定にかかわらず、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなるもの以外のものに係る診療費及び個室の利用料の額は第1項及び第2項の規定により算定した額の合計額に、診断書等の交付に要する手数料の額は前項の規定により算定した額にそれぞれこれらの額に100分の5を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加えた額とする。

（診療費等の納付）

第19条 前条の規定により算定した診断書等の交付に要する手数料は、市長に納付しなければならない。

2 前条の規定により算定した診療費及び個室の利用料（以下これらをこの項において「利用料」という。）は、診療のつど指定管理者に支払わなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、利用料の支払期日を延期し、又は分割して支払わせることができる。

（診療費及び個室の利用料の収入）

第20条 第18条の規定により算定した診療費及び個室の利用料は、指定管理者の収入とする。

（損害賠償）

第21条 指定管理者又はリハビリ病院の施設を利用した者が施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

（秘密保持義務）

第22条 指定管理者及びリハビリ病院の業務に従事している者（指定管理者からリハビ

リハビリ病院の業務に関し委託を受けた者及びその委託業務に従事している者を含む。以下「従事者」という。)は、リハビリ病院の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第7条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、この条例の施行前においても、第9条及び第10条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 第4条第2号の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成23年3月31日までの間のリハビリ病院の利用に供する病床数は、指定管理者が市長の承認を得て定める病床数とする。

別表第1

種別	単位	金額
1 予防接種料	1回	5,000円以内で市長が定める額
2 自動車損害賠償責任保険に係る者の診療費	1件	診療報酬算定方法に定める所定点数に20円を乗じて得た額
3 診療等に特別な経費を要したとき	1件	実費
4 非紹介患者初診加算料(緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。)	1回	750円
5 前各号に定めるもののほか一般診療費	1件	診療報酬算定方法に定める所定点数に15円を乗じて得た額

別表第2

室名	金額(1日につき)	
	市内に住所を有する者	市外に住所を有する者
個室	25,000円	37,500円

別表第3

種別	金額（1通につき）
普通診断書	1,500円
特別診断書	3,000円
死亡診断書	2,000円
普通証明書	1,000円
特別証明書	2,000円